

過半数代表者（労働者の過半数代表）にインタビュー①

過半数代表者の朝田さんに36協定締結の議論経過をインタビューしました！

現在の議論経過を教えてください。



現在、要請書の項目8番「テレワークや業務用タブレットを使った業務等については「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日基発 0120 第3号）を踏まえ、労働時間管理と指導を厳正に行うこと」を会社と議論している最中です。



社員より「時間外の委員会のメールのやりとりは労働時間ではないのか？」との相談があったようですが、教えてください。



「明けで職場を出た後や休みでタブレットのOffice 365を使用している場合があるが、これは業務であり超勤ではないか？また、どこまでが業務なのかの区別が分からない」と言った声を複数頂いたので、会社の認識と判断を議論しています。



たしか、導入当初は「**なるほど人事5号**」では、**管理者に事前に申請し、許可**をもらって使用すると明記されている中で今回は、事前申請がなかったから発生した事象ですか？



～インタビュー②へつづく～